第９号様式（第15条関係）

　　　　　 　　　　　　　　　第 　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

鎌倉市長

喫煙目的施設設置等補助金（設置経費）確定通知書

年　　月　　日付（　　　第 　　号）で交付決定した鎌倉市喫煙目的施設設置等補助金について、喫煙目的施設設置工事完了報告書に基づき審査等を行い、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 喫煙目的施設の名称 | 　 |
| 喫煙目的施設の所在地 | 　 |
| 確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 備考 | １　施設及び設備については、関係法令を遵守し、良好な状態で管理してください。２　施設は週５日以上かつ40時間以上稼働し、供用開始日から起算して、５年以上継続して運営すること。３　交付条件に違反した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件等を変更し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。 |